

## 船舶事故調査報告書

平成28年2月4日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄司邦昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根本美奈

|   |  |
|---|--|
| 事故種類  | 同乗者負傷  |
| 発生日時  | 平成27年7月19日 13時30分ごろ  |
| 発生場所  | 滋賀県大津市南小松の近江舞子南浜水泳場の南東方沖（琵琶湖西部）<br><small>おとこまつ</small><br>男松三等三角点から真方位181°690m付近<br>（概位 北緯35°13.4′ 東経135°57.8′）                           |
| 事故の概要   | プレジャーボート <small>ケイエヌエフ</small> KNF001は、南東進中に減速した際、水中で引かれていた錨が跳ね、同乗者1人に当たって負傷した。<br>KNF001には、右舷中央付近のブルワーク等に擦過傷が生じた。                         |
| 事故調査の経過   | 平成27年7月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。<br>原因関係者から意見聴取を行った。   |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等<br>L×B×D、船質<br>機関、出力、進水等 | プレジャーボート KNF001、2.7トン<br>252-26365群馬、神奈川トヨタ商事株式会社（船舶所有者）、株式会社北日本フーズ（船舶借入人）<br>6.48m (Lr) × 2.60m × 1.43m、FRP<br>ガソリン機関2基、356kW（合計）、平成24年4月 |
| 乗組員等に関する情報  | 船長 男性 31歳<br>二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士<br>免許登録日 平成27年7月13日<br>免許証交付日 平成27年7月13日<br>（平成32年7月12日まで有効）<br>同乗者A 男性 7歳                                |
| 死傷者等  | 重傷 1人（同乗者A）  |
| 損傷  | 右舷中央付近のブルワーク及びタワー（天幕を張るために両舷舷側から船体中央上方に架かるアーチ状の構造物）支柱の右舷下部に擦過傷   |
| 気象・海象   | 気象：天気 曇り、風向 東北東、風力 2～3、気温 約26℃<br>水象：波高 約0.3m  |
| 事故の経過   | 本船は、船長が1人で乗り組み、家族1人（以下「同乗者A」という。）及び知人7人を乗せ、錨泊していた近江舞子南浜水泳場南方の水深約1mの場所を出発して南東進した。<br>船長は、1分程度航行し、本船の速度が速くて同乗者Aが怖いと感                         |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>じているのではないかと思い、また、船体に取り付けられたタワーが振動するので、出発した場所の約500m沖に至った所で減速した際、平成27年7月19日13時30分ごろ、後方から「ドン」という音が聞こえ、振り返ったところ、同乗者Aが泣き出したことを認め、更に「ポチャン」という音が聞こえたので、右舷側を見たところ、右舷方の水面に本船の錨を認めた。</p> <p>船長は、同乗者Aの左側頭部が腫れていくことを認めて急いで出発した場所に戻り、知人から既に119番通報を行った旨を聞いた。</p> <p>同乗者Aは、救急車及びドクターヘリによって大津市の病院に搬送され、頭部の負傷により、24日間入院した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>   |
| <p>その他の事項</p>  | <p>本船が使用していた錨索は、伸縮性のある化学繊維製のものであり、販売会社のカタログによれば、長さが、通常の状態では約2.8m、最も伸びた状態で約6.0mであった。また、両端にはカラビナが取り付けられ、その内側にはそれぞれ浮体取り付けられていた。</p> <p>本船の錨泊方法は、錨索の一端に重さ10kgのダンフォース型の錨を取り付けて水中に投入し、他端を船首外板のアイストラップに掛けていた。本船を出発させる際は、アイストラップから錨索を外し、錨及び錨索をその場に残した状態としていた。</p> <p>船長は、本船が陸岸の方に流されていたので、同乗者Aほか7人を早く乗せてすぐに出発しようと思い、自らが本船に乗る前に錨索を外すことを忘れ、乗ってからも外すことを忘れていた。</p> <p>船長は、本船を購入後、本事故当日が初めての乗船であり、08時ごろ琵琶湖に到着した直後に1人で乗船して試走し、その後、本事故発生までに知人等を乗せ、1回当たり10～20分程度の遊走を何回か行った。</p> <p>本船の操縦席は、船体中央部右舷側に設けられており、操縦席に腰を掛けた状態ではアイストラップは見えなかった。</p> <p>同乗者Aは、後部座席の中央部右舷寄りに船首方を向いて腰を掛けていた。</p> |
| <p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p> | <p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、近江舞子南浜水泳場南方の湖岸を出発して南東進中、船長が、出発する際に錨索を外し忘れたことから、伸縮性のある錨索で錨を引きながら航行し、減速した際、錨が錨索の張力で跳ね上がって同乗者Aの頭部に当たり、同乗者Aが負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、本船が陸岸の方に流されていたので、同乗者Aほか7人を乗せてすぐに出発しようとしていたことから、錨索を外すことを失念</p>  |

|           |  |
|-----------|--|
|           | し、また、航行中、錨を引いていることにも気付かなかったものと考えられる。   |
| <b>原因</b> | 本事故は、本船が、近江舞子南浜水泳場南方の湖岸を出発して南東進中、船長が、出発する際に錨索を外し忘れたため、減速した際、錨が錨索の張力で跳ね上がって同乗者Aの頭部に当たったことにより発生したものと考えられる。                                 |
| <b>参考</b> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・錨泊した状態から出発する場合、船体から錨索を外し忘れることがないように、確認すること。</li> </ul> |

付図1 事故発生経過概略図



※国土地理院Webページの地理院地図使用